

目次

設計編	10
(3) 公園	141
基本的考え方	142
1 公園・緑地	143
1 出入口	144
2 駐車場	148
3 園路	150
4 傾斜路	153
5 階段	155
6 排水溝(ます)	157
7 ベンチ	159
8 水飲み	160
9 その他の施設整備	161
10 便所	162
11 公園内建築物・屋内設備	165
12 案内・標示	166
13 手すり	167
2 庭園	169
1 出入口	170
2 駐車場	171
3 ベンチ	172
4 便所	172
5 案内・標示	172
3 動物園・植物園・遊園地	173
1 出入口	174
2 駐車場	175
3 園路	175
4 傾斜路・階段・排水溝(ます)	175
5 ベンチ・水飲み	175
6 野外卓	176
7 公衆電話	178
8 便所	179
9 園内の建築物・屋内設備	180
10 案内・標示	180

設計編

(3) 公園

基本的考え方

公園は、すべての人々が自由にそして安全かつ快適に利用できる都市施設であることが望ましい。したがって、公園整備にあたっては高齢者、障がい者等の利用に対する十分な配慮が必要である。

しかしながら、例えば、自然公園、丘陵地公園、庭園などのように公園のもつ諸条件（位置、地形、利用形態など）によっては、すべての人々が自由に利用できるよう整備することが困難な場合もあるが、高齢者、障がい者等の利用を考慮して最大限の整備に努めるべきものである。

他方、高齢者、障がい者等の行動特性は多様であるため、あらゆる状況に適応しうるような画一的な基準を設けることは困難な面もある。

そこで、この整備基準等の設定にあたっての基本的な視点として、移動に制約を有する者（車いす・松葉杖使用者・高齢者・内部障がい者など）については、車いすでの利用を配慮することで、他の障がい者の障壁を相当程度カバーできることから、まず第一に車いすで利用しうる状態を確保することを基本とした。

次に、視覚障がい・聴覚障がいなどの情報の認知に障がいを有する者については、報知手段の工夫により、情報を伝達しうるよう配慮することとした。

こうした基本的な考え方に基づく、整備改善計画の面における具体的な配慮を例示すると次のとおりである。

園路・広場

公園には高齢者、障がい者等にとって支障のない出入口を少なくとも一ヶ所設け、これと連続した園路への通行動線も少なくとも一つは確保する。

野外卓・水飲場

計画設計に当たっては、特に車いす使用者が接近し、利用しやすいよう、その構造・配置に配慮する。

案内・標示

案内板は、明るく大きめの文字（または記号）を用いる。要所に点字による案内・標示を設置し、必要に応じ外国語標記を併用する。

なお、園内に、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが利用できる便所を設置することや、視覚障がい者などが、公園施設を楽しむための次のような方法もできるかぎり取り入れるよう配慮する。

触覚を楽しむ

樹木の幹、枝葉、彫像などは、直接手で触れられるよう配慮し、何であるかを標示する。

音を楽しむ

水音、野鳥の声など、自然の音を楽しめるよう配慮する。

香りを楽しむ

香りが楽しめるような樹木、草花などを植え、何の香りであるかを識別できるように、種別などを点字で標示する。

設計編

(3) 公園

1 公園・緑地

(1) 整備基準「公園・緑地」の対象となる「公園」

都市公園（都市公園法に規定する都市公園）

児童遊園（児童福祉法に規定する児童遊園）

都市公園以外の都立公園（東京都立公園条例）

海上公園（東京都海上公園条例）

都市公園、児童遊園以外の地方公共団体が設置する公園

国、地方公共団体以外の者が認可を受けて行う都市計画事業による公園

（都市計画法）

東京都霊園条例に規定する霊園

上記各項はいずれも「特定施設」とする。

(2) 適用除外

公園は、様々な場所に、様々な形・規模・目的で作られており、公園の規模、形状、地形条件等によっては、この基準を一様に適用すると、その機能・目的の維持を困難にさせる場合がある。そのため、適用除外を規定する。

「ただし、公園の規模・形状や地形条件などによっては、この基準を適用することが公園の機能・目的の維持を困難にさせる場合はこの限りではない。」

1 出入口

[基本的考え方]

高齢者、障がい者等にとって支障のない出入口を少なくとも1か所設け、これと連続した園路との通行動線も少なくとも1つは確保する。

[整備基準]

公園・緑地の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、地形上又は構造上、3の項「園路」に定める構造の園路に接続しがたい出入口については、この限りでない。この場合、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。

- (1) 有効幅員は、120 cm以上とすること。
- (2) 段差を設けないこと。
- (3) 段差がある場合は、5%の(約20分の1)以下(構造上等やむを得ない場合は、8%(約12分の1)以下)の勾配ですりつけること。ただし、道路との境界部における最小限の段差については、この限りでない。
- (4) 路面は、平坦で濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 出入口が直接車道に接する場合は、点状ブロック(警告用)、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。

整備基準の解説

ポイント

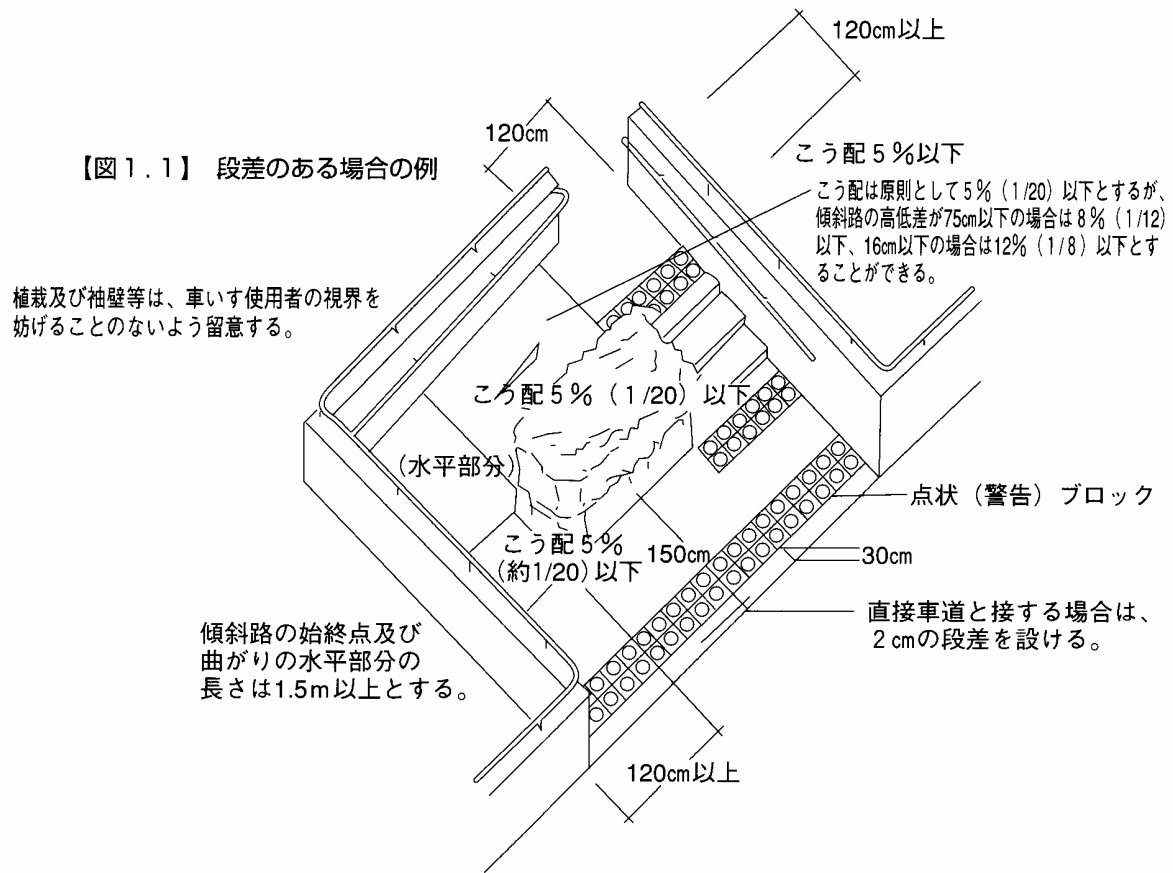
(1) 幅員	<p>車止め柵を設置する場合は、有効幅員90 cm以上の車いす使用者が通行可能な部分を少なくとも1か所確保する。</p> <p>車止め柵を設置する場合、前後に150 cmの水平部分を設ける。ただし、道路の歩道等の部分で、前面に150 cmの水平部分が取れる場合はこの限りでない。</p>	<p>オートバイ等の園内乗り入れを規制する場合は、車止め柵の形状、配置等を工夫することにより多様な車いす使用者の利用に対応する。この場合、視覚障がい者の利用の支障とならないよう十分配慮する。</p>
(2) 段差	<p>原則として段差をつけないこととするが、やむを得ず段差をつける場合は2 cm以下とする。</p>	<p>道路境界部については</p>
(3) 路面	<p>「園路」の整備基準を準用する。</p>	<p>(4)を参照</p>
(4) 直接車道に接する場合	<p>点状ブロック(警告用)を敷設し、また、境界部2 cmの段差を設ける。</p>	

誘導基準（望ましい基準）

ポイント

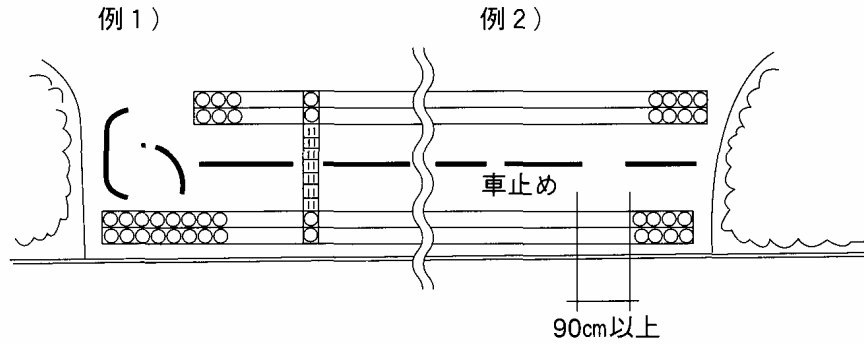
	<p>全ての出入口を整備基準に適合するものとすることが望ましいが、整備基準に適合する園路に接続することができない場合はこの限りでない。</p> <p>出入口が直接車道に接する場合だけでなく、歩道に接する場合にも点状ブロック（警告用）を敷設する。</p>	<p>障がい者等がアクセスしやすい主要な道路等に接続する出入口は極力整備基準に適合する。</p>
--	--	--

《 参 考 図 》



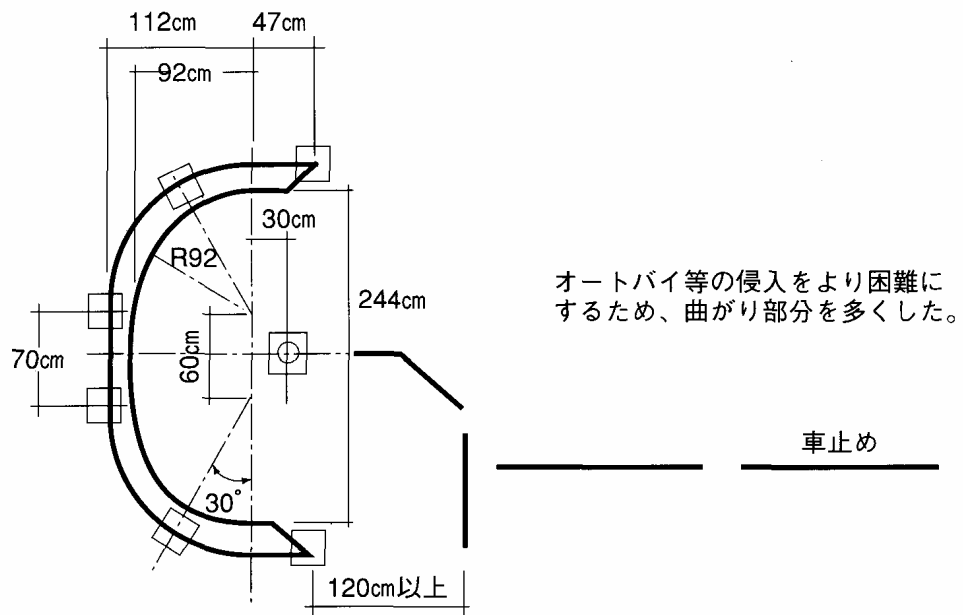
《 参 考 図 》

【図1.2】 広い出入口のある場合の例



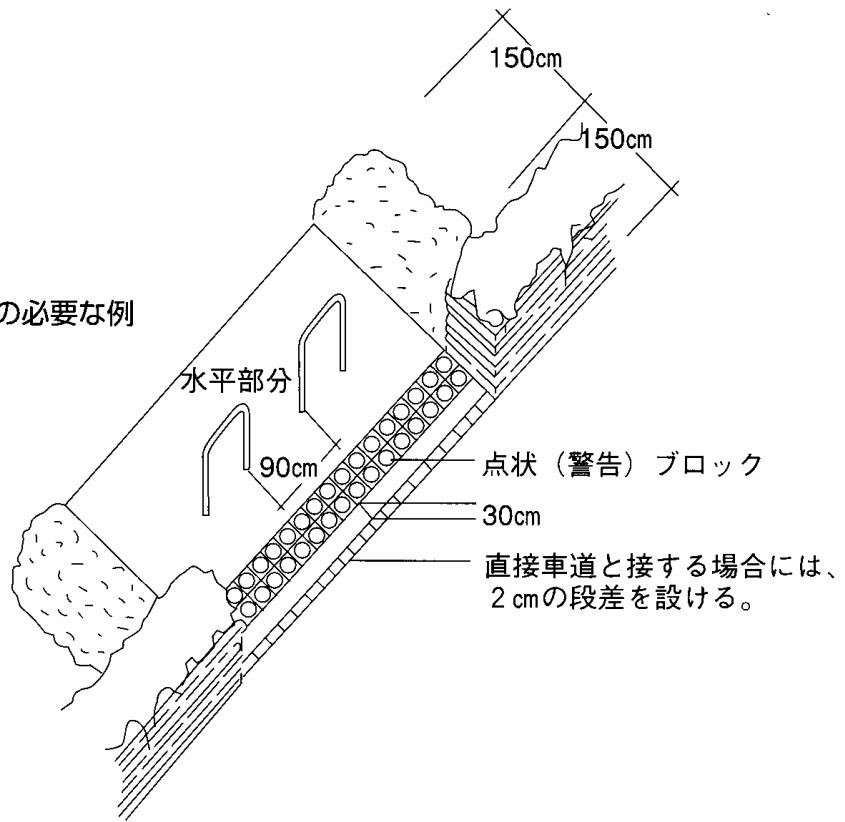
バイク等の園内乗り入れを抑制する車止めを設置する場合には、視覚障害者用の通路を設けるよう配慮すること。

【図1.3】 オートバイ等の園内乗り入れを抑制する車止め（参考例）

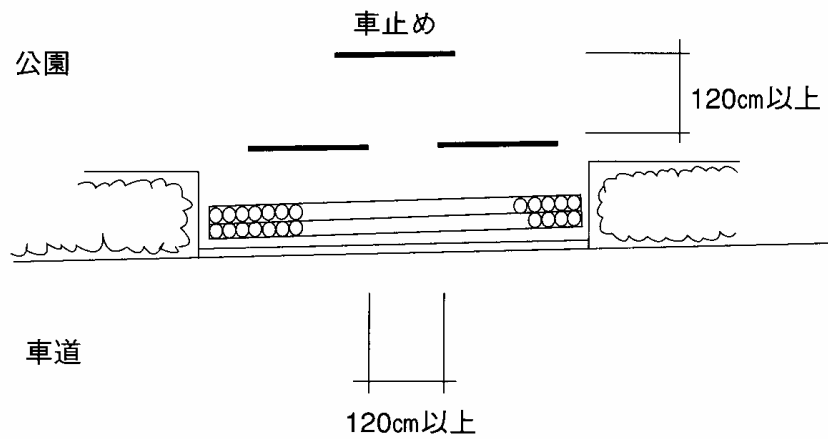


《 参 考 図 》

【図 1. 4】 車止柵の必要な例



【図 1. 5】 車止めを二重に設置する場合の例



2 駐車場

[基本的考え方]

車いすで利用できる遠路に近い位置に、障がい者の専用又は優先して使用できる駐車スペースを1以上設ける。

[整備基準]

駐車場を設ける場合は、1以上の駐車スペースを障がい者のための駐車スペースとして、次に定める構造とすること。

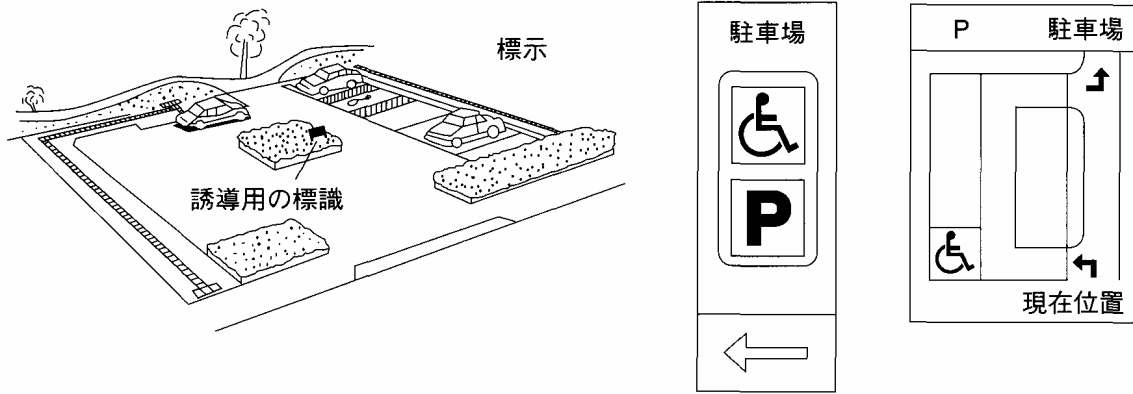
- (1) 幅は、3.5 m以上とすること。
- (2) の項「園路」に定める構造の園路に接続しやすい位置に設けること。
- (3) 障がい者のための駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。

整備基準の解説		ポイント
(1) 幅員	車両及び片側の乗降用スペースである。	歩行通路自体も園路の整備基準に準じる。 誘導標示は、駐車中の車両により視認を妨げられないよう、位置及び高さに留意する。
(2) 位置	車いすで利用できる園路に近く、接続しやすい位置に設けるものとし、また、乗降の際の安全性の確保にも配慮する。 歩行通路との境に段差がある場合は、「園路」の整備基準に準じて段差を解消する。	
(3) 標示	駐車スペース路面に「国際シンボルマーク」を、乗降用スペース路面に斜線を、それぞれ塗装表示する。 駐車場の進入口から障がい者用駐車スペースまでの誘導表示を随所に設ける。	

誘導基準（望ましい基準）		ポイント
(1) 幅	車体分のスペースの両側に、幅 140 cm以上の乗降用スペースを設ける。	
(2) 位置	障がい者用駐車スペースは2台以上連続して設置する。この場合、乗降用スペースは、隣接する駐車スペースと共用できる。	
(3) 標示	路面標示と同時に、標識による位置標示を行う。	

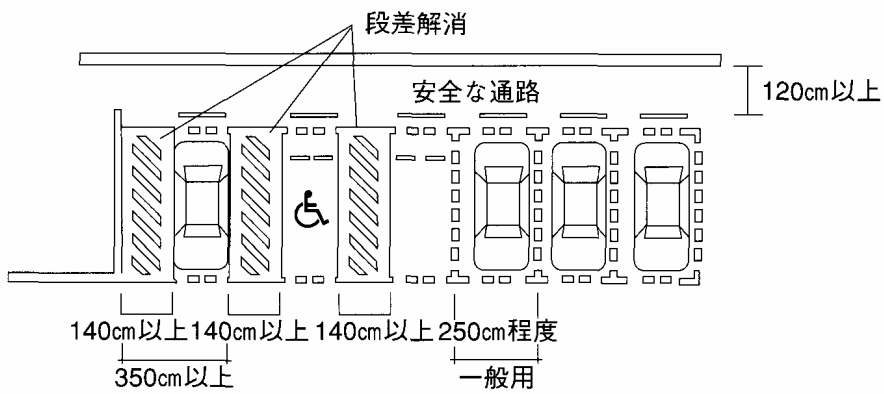
《 参 考 図 》

【図 2. 1】



標示例

【図 2. 2】 駐車スペースの寸法



国際シンボルマーク



3 園路

[基本的考え方]

公園においては、園内の各施設を利用するために、高齢者、障がい者等の利用に配慮した通行動線を少なくとも1経路は確保する。なお、利用者の利便を考慮し、トイレ・水飲み・ベンチ等の便益・休憩施設に接するよう配慮すること。

また、霊園においては、主要な園路について高齢者、障がい者などの利用に配慮すること。

[整備基準]

次に定める構造の園路を1以上設けること。この園路は、1の項に定める構造の出入口に接続するものとする。

- (1) 有効幅員は、120 cm以上とすること。なお、有効幅員が180 cm未満の場合は、有効幅員が180 cm以上のすれ違い箇所を適宜設けること。
- (2) 縦断勾配は、4%（25分の1）以下とすること。ただし、高低差が16 cm以下の場合は12%（8分の1）以下、高低差が75 cm以下の場合は8%（約12分の1）以下とすることができる。
- (3) 3ないし4%（約30分の1ないし25分の1）の縦断勾配が50 m以上続く場合は、途中に150 cm以上の水平部分を設けること。
- (4) 段差を設けないこと。
- (5) 縁石、街渠（きょ）等により段差を生ずる場所では、5%（約20分の1）以下（構造上やむを得ない場合は、8%（約12分の1）以下）の勾配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2 cm以下とすること。
- (6) やむを得ず段差を設ける場合は、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。
- (7) 横断勾配は、水勾配程度とし、可能なかぎり水平にすること。
- (8) 路面は、平坦で濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (9) 視覚障がい者誘導用ブロックを園路の要所に敷設すること。

整備基準の解説

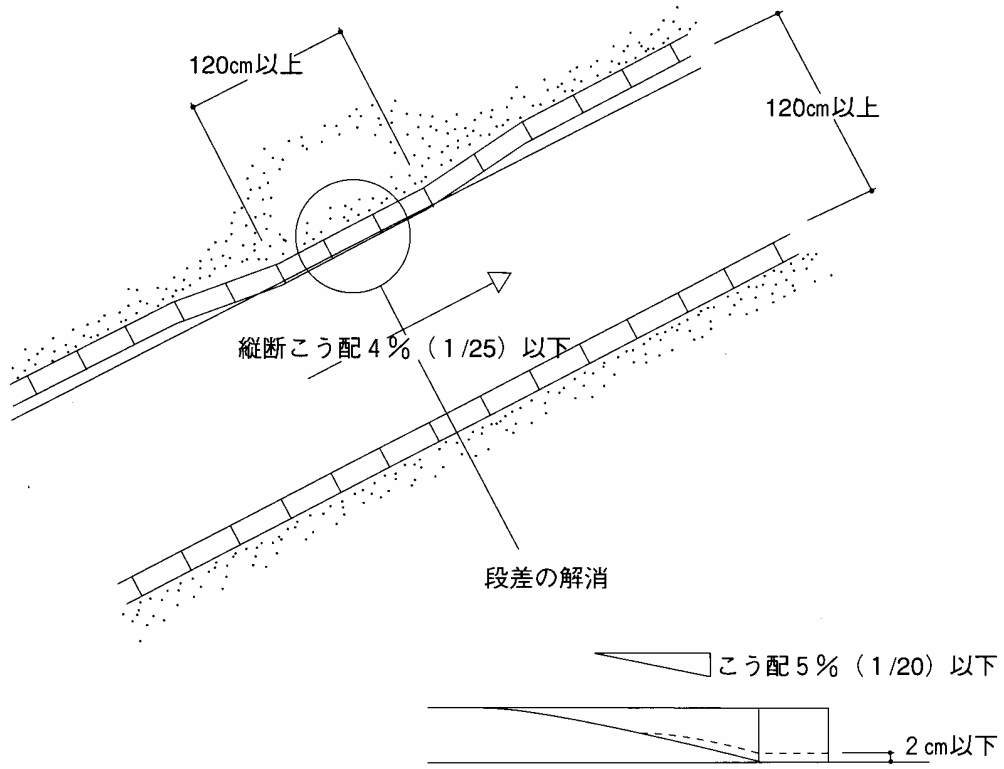
ポイント

(1) 有効幅員	車いすと人がすれ違うためには、最低120 cmの有効幅員が必要である。砂利敷き等の園路の一部に車いす等通行帯を設ける場合の有効幅員も120 cm以上とする。	車いすどうしが円滑にすれ違うためには、180 cm以上の有効幅員が必要。
(5) 段差の切下げ	切下げ部分の有効幅員は、120 cm以上とする。	
(8) 路面	砂利敷き園路のような車いす、ベビーカー等が通行しにくい舗装の場合には、円滑に通行できる舗装材による通行帯を検討する。車いす、ベビーカー等が円滑に通行できるよう、平坦性や濡れた場合の滑りにくさ等を考慮する。	
(9) 視覚障がい者誘導用ブロック	道路に関する基準を準用する。	
その他注意事項	水たまりやぬかるみ対策のため、排水について十分考慮する。	

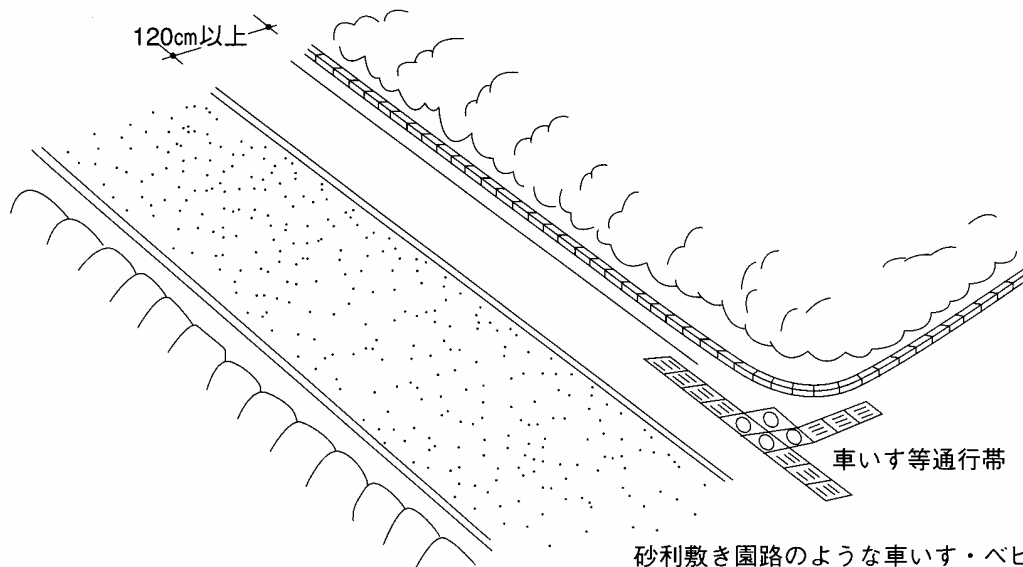
誘導基準（望ましい基準）		ポイント
その他の注意事項	○ 曲がり角は隅み切りまたは曲線とする。	

《 参 考 図 》

【図 3.1】 園内移動—園路



【図 3.2】



砂利敷き園路のような車いす・ベビーカー等が通行しにくい舗装の場合には、円滑に通行できる舗装材による通行帯を設ける。

4 傾斜路

[基本的考え方]

3の項に定める園路に段差または階段がある場合は、傾斜路を併設する。

[整備基準]

3の項に定める構造の園路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅員は、120 cm以上とすること。
- (2) 勾配は、5% (20分の1)以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16 cm以下の場合は12% (8分の1)以下、傾斜路の高さが75 cm以下の場合は8% (約12分の1)以下とすることができる。
- (3) 傾斜路の始終点及び高低差75 cmごとに、長さ150 cm以上の水平部分 (踊り場) を設けること。
- (4) 手すりを両側に連続して設けること。
- (5) 両側に立ち上がりを設けること。
- (6) 路面は、平坦で濡れても滑りにくい仕上げとすること。

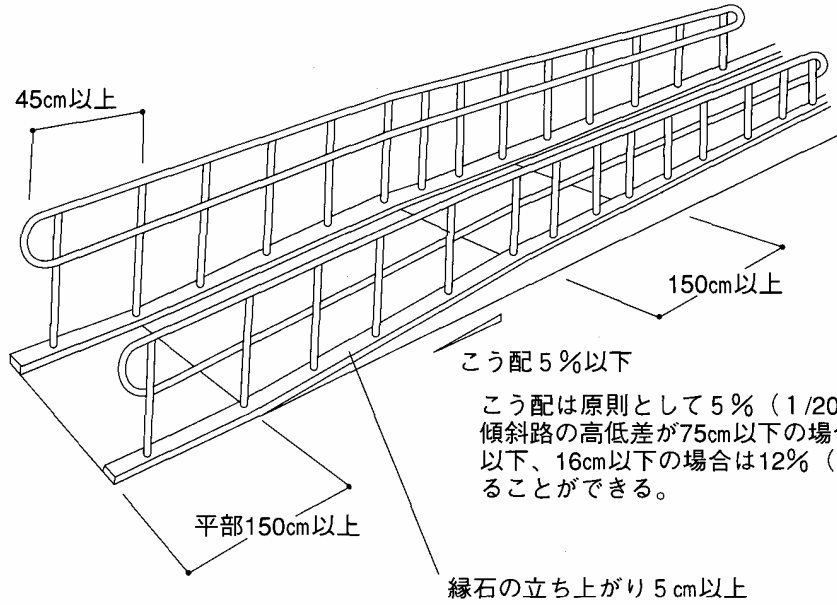
整備基準の解説		ポイント
(2) こう配	縦断こう配は、原則として5% (20分の1)以下とする。 ただし、傾斜路の高さが75cm以下の場合は8% (約12分の1)以下、傾斜路の高さが16cm以下の場合は12% (約8分の1)以下とすることができる。	
(3) 踊り場	長い傾斜路では長さ9~10mごとに踊り場を設置する(こう配8%で高さに換算すると約75cmとなる。)	
(4) 手すり	手すりの設置は「手すり」の必要な整備によること。	
(5) 立ち上がり	車いすの脱輪などの防止のため、傾斜路の両側には、高さ5cm以上の立ち上がり又は側壁を設ける。	
(6) 路面	傾斜路表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する。横断こう配は可能な限り水平にする。	

誘導基準 (望ましい基準)		ポイント
(1) 有効幅	1.5m以上とする。	
(3) 踊り場	上端及び延長が2.5m以上の踊り場には、点状ブロック (警告用) を敷設する。	
(6) 路面	傾斜路の面は、視覚障がい者等が識別しやすいものとする。 段差及び階段には、整備基準に準じた傾斜路を併設する。	舗装材や色の変化により、識別しやすいようにする。 車いす・ベビーカー等の通行を考慮し、段差部には傾斜路を併設する。

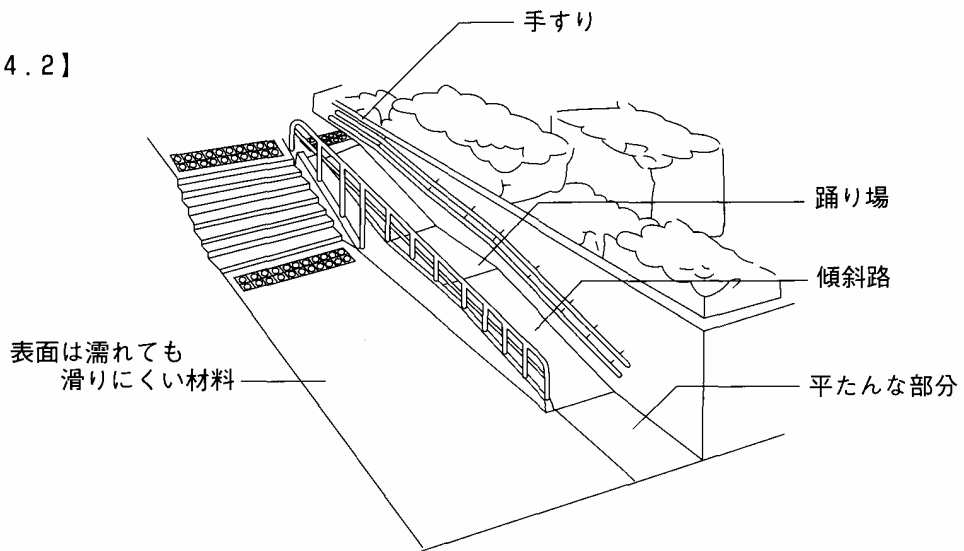
《 参 考 図 》

【図4.1】 スロープ

上端及び長さが2.5mを超える踊り場には、点状（警告）ブロックを敷設する。



【図4.2】



上端及び長さが2.5mを超える踊り場には、点状（警告）ブロックを敷設する。

5 階段

[基本的考え方]

階段は、高齢者、障がい者等の通行に大きな負担となるとともに、転落などの危険性が高い場所であり、安全を確保すると同時に負担を軽減するように配慮する必要がある。

[整備基準]

主要な動線上にある階段は、次に定める構造とすること。

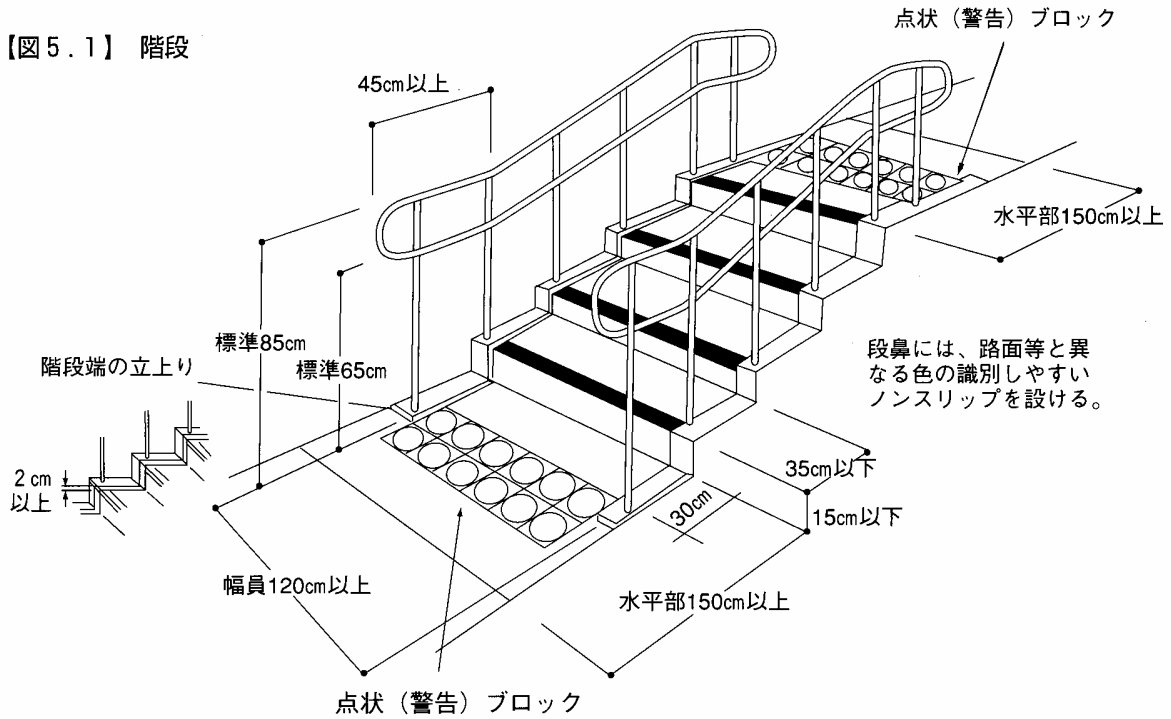
- (1) 回り段を用いないこと。
- (2) 有効幅員は、120 cm以上とすること。
- (3) 階段の始終点及び高さ3 m以内ごとに、長さ150 cm以上の水平部分（踊り場）を設けること。
- (4) 手すりを両側に連続して設けること。
- (5) 表面は、平坦で濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 踏面は、視覚障がい者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- (7) 昇り口、降り口の路面には、点状ブロック（警告用）を敷設すること。

整備基準の解説		ポイント
(4) 手すり (6) 踏面 (7) 点状ブロック（警告用）	<p>手すりの設置は「手すり」の必要な整備によること。</p> <p>蹴込み板を必ず設け、段鼻は突き出さない。</p> <p>蹴上げは15 cm以下、路面は35 cm以上、蹴込みは2 cm以下とし、同一階段では、蹴上げ、踏面の寸法は統一する。</p> <p>踏面の色と段鼻の色を対比させることにより、段を識別しやすいものとする。</p> <p>階段付近に照明施設を配置する。</p> <p>点状ブロック（警告用）の敷設については、道路に関する基準を準用する。</p> <p>踊り場については原則的に敷設しないものとするが、長さが2.5mを超える踊り場又は折り返しのある階段の踊り場には敷設する。</p>	

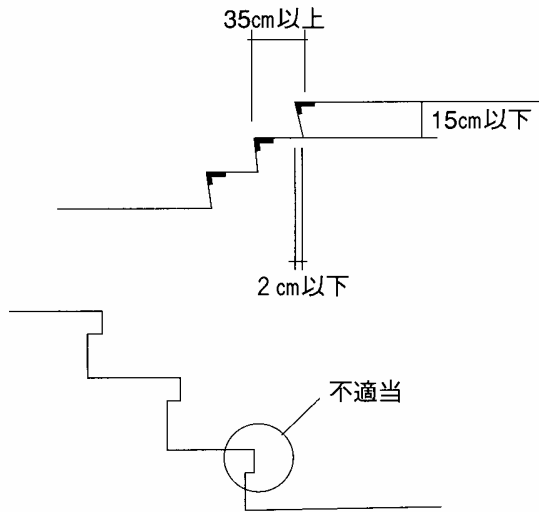
誘導基準（望ましい基準）		ポイント
(4) 手すり (6) 踏面	<p>階段の幅員が3 m以上の場合には、中央にも手すりを設ける。</p> <p>○ 主要な動線以外の園路にある階段についても、必要に応じて手すりを設ける。</p> <p>段鼻には、踏面等と異なる色の識別しやすいノンスリップを設ける。</p> <p>○ 階段は、20lx以上の照度とする。</p>	

《 参 考 図 》

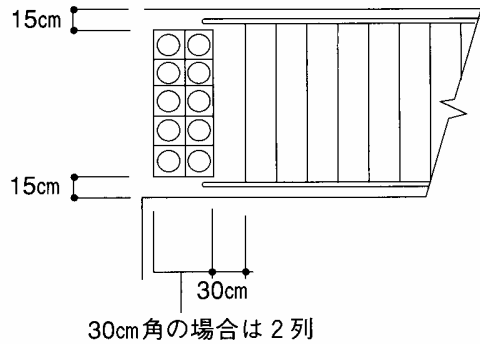
【図 5.1】 階段



【図 5.2】 階段詳細図



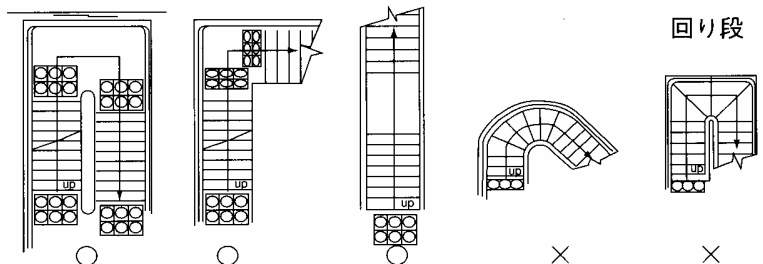
【図 5.3】 階段の前後での点状（警告）ブロックの設置例



段鼻には、路面等と異なる色の識別しやすいノンスリップを設ける。

【図 5.4】 階段の形状

延長2.5mを超えない直線の踊り場には、点状（警告）ブロックは設けないものとする。



6 排水溝（ます）

[基本的考え方]

園路・広場などの水たまりは、舗装面を滑りやすくし、危険である。これを防止するため、排水溝（ます）の適切な配置が必要である。

[整備基準]

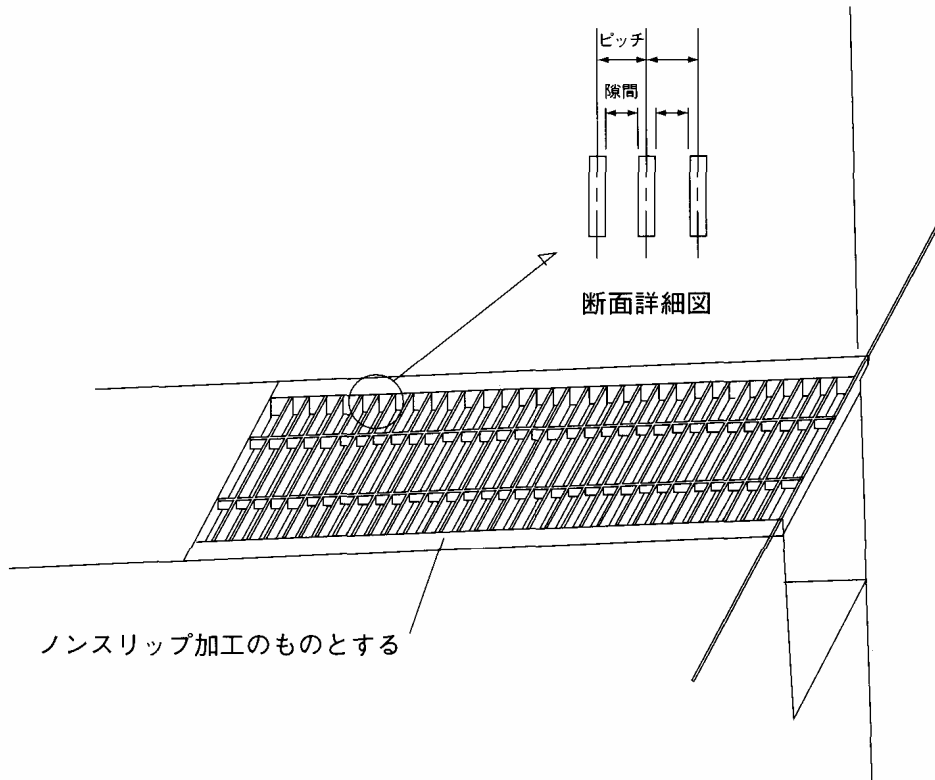
園路の動線上及び広場に設ける開渠（きょ）の排水溝並びに集水ますには、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造のふたを園路と同レベルに設けること。

整備基準の解説		ポイント
ふたの構造	つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造のふたの例 格子型（細目） ア ピッチ 12.5 mm又は 15 mm×100 mm 格子型（一般） ア 隙間の最大寸法が短辺方向 9 mm以下 イ ピッチが短辺方向 20 mm以下で長辺方向 50 mm以下 丸穴あき型で穴直径の最大寸法が 20 mm以下。 表面仕上げは、ノンスリップ加工をしたものとする。	溝ふたのメインバー、クロスバーのピッチは主に耐荷重及び集水能力により、規格されているため、この点に注意し、適切なものとする。 ピッチとは隙間ではない。
誘導基準（望ましい基準）		ポイント
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 溝ふたは、短辺方向の隙間間隔が 1 cm以下とする。 ○ 排水溝（ます）は、なるべく歩行動線から外して設ける。 	

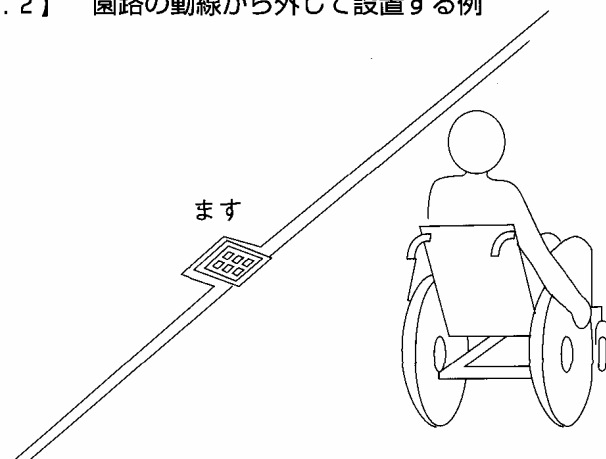
《 参 考 図 》

《園路・広場に設ける開渠の排水溝及び集水ますには、杖、車いすのキャスター等が落ちこまない構造のふたを、園路と同レベルに設ける。》

【図6.1】 ふたの構造－ピッチと隙間



【図6.2】 園路の動線から外して設置する例



7 ベンチ

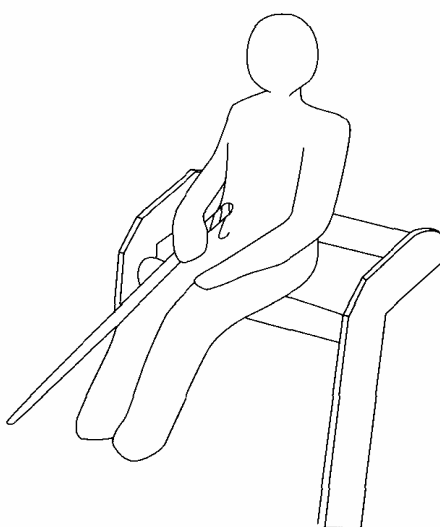
[基本的考え方]

高齢者、障がい者等の利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。

整備基準の解説		ポイント
構造	腰掛け板の標準の高さは40～50 cmとする。 杖使用者のための腰掛け板の標準の高さは55 cmとし、前傾させる。 杖使用者のためにはレストバー式のものも有効である。	
誘導基準（望ましい基準）		ポイント
構造	○ 両端には、手すり兼用となるような大きめのひじ掛けを設ける。	

《 参 考 図 》

【図7.1】 レストバー式の例



8 水飲み

[基本的考え方]

車いすで利用できる園路・広場の要所には、車いすでも利用できる構造の水飲みを設ける。

[整備基準]

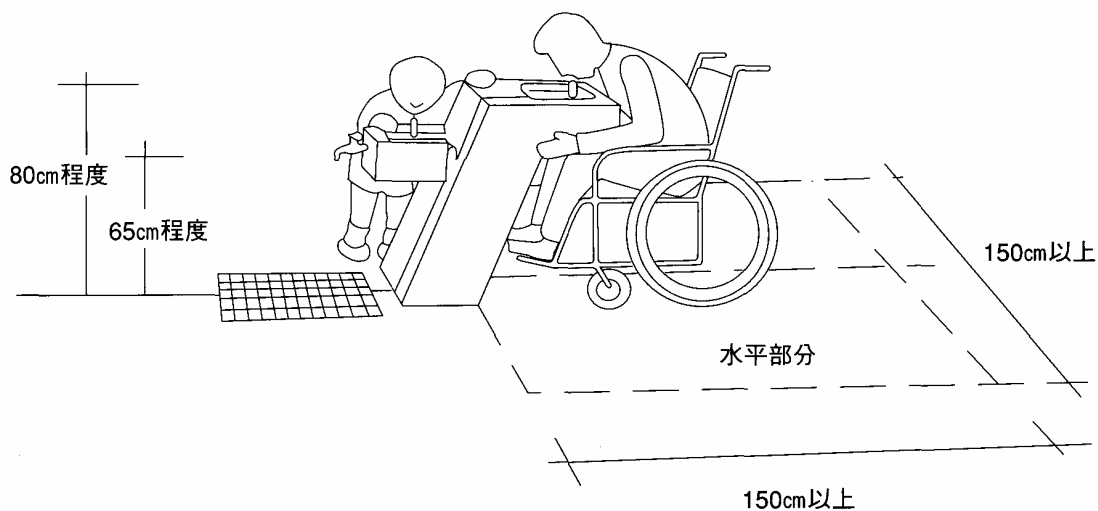
車いすで利用できる園路、広場等に設ける水飲みは、次に定める構造とすること。

- (1) 飲み口は、上向きとすること。
- (2) 飲み口までの高さは、80 cm以下とし、車いすで利用しやすいように下部に高さ 65 cm程度のスペースを確保すること。
- (3) 車いすが接近し方向転換できるように使用方向に150 cm以上かつ幅150 cm以上の水平部分を設けること。

整備基準の解説		ポイント
(1) 飲み口	給水栓はレバー式等の使用しやすいものを、手前で操作できるように取り付ける。	車いす用スペースに踏み台等の障がい物を置かない。
(3) 水平部分	幼児用の踏み台等を設ける場合には、車いすの動線を考慮し支障とならない位置に設置すること。	

《 参 考 図 》

【図 8.1】 水飲み器の例



9 その他の施設整備

[整備基準]

(1) 券売機

公共交通施設の4の項「券売機」に規定する整備基準を準用する。

(2) 公衆電話

ア 公園内に公衆電話ボックスを設ける場合は、車いす対応型の電話ボックスを1以上設けること。

イ 車いす対応型の電話ボックスは、出入口、売店付近又は主要な園路に接して、水平部分に設けること。

整備基準の解説		ポイント
(2) 公衆電話	ボックス型以外の公衆電話を管理所等に設ける場合は、建築物編「23 公衆電話」を準用する。 電話ボックスの出入口には段差を設けない。	

誘導基準（望ましい基準）		ポイント
自動販売機	公園内に自動販売機を設置する場合は、高齢者・障がい者等が容易に利用できる平坦な場所に、金銭投入や商品の取り出しが容易にできるものを設ける。 電話機は、ファックス機能付きのものが望ましい。	

10 便所

[基本的考え方]

高齢者、障がい者等が、利用できる園路・広場に設ける便所は、極力、だれでもが使いやすい構造とする。

[整備基準]

(1) だれでもトイレ

ア 面積1ヘクタール以上の公園・緑地において便所を設ける場合は、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することができる便房（以下この表において「だれでもトイレ」という。）を備えた便所を1以上設けること。

イ 「だれでもトイレ」の規模、構造、設備等は、「建築者」の8の項「便所（だれでもトイレ）」に規定する整備基準を準用する。

ウ 「だれでもトイレ」のある便所及び「だれでもトイレ」には、だれでもが利用できる旨を表示すること。

(2) 洋式トイレ（腰掛け式便房）

「だれでもトイレ」を設けない便所で、複数の便房がある場合（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ複数ある場合に限る。）には、そのうち1以上を次の構造及び設備を有する腰掛け式便房とすること。

ア 出入口の有効幅は、85 cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80 cm以上とすることができる。

イ 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。

ウ 出入口には、洋式トイレである旨を表示すること。

(3) 男子用小便器を設ける場合は、1以上を手すり及び光感知式自動洗浄装置を備えた床置きまたはこれに代わる小便器とすること。

(4) 便所の出入口

ア 有効幅は、85 cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80 cm以上とすることができる。

イ 段差を設けず、次に定める構造の傾斜路とすること。

（ア） 有効幅は、90 cm以上とすること。

（イ） 勾配は、5%（約20分の1）以下（高低差が16 cm以下の場合は、12%（約8分の1）以下）とすること。高低差が75 cm以下の場合は、8%（約12分の1）以下とすることができる。

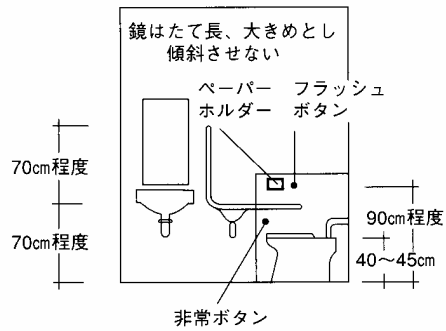
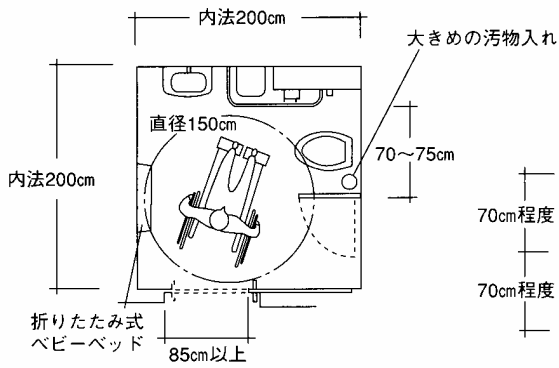
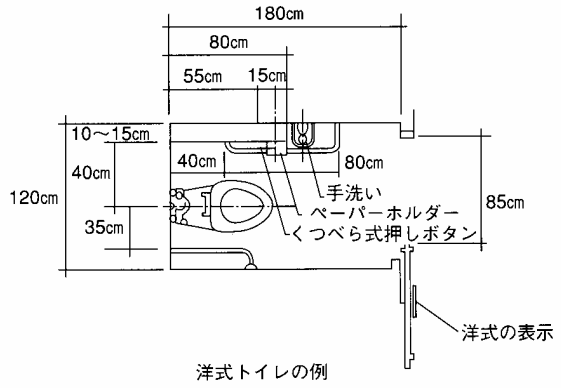
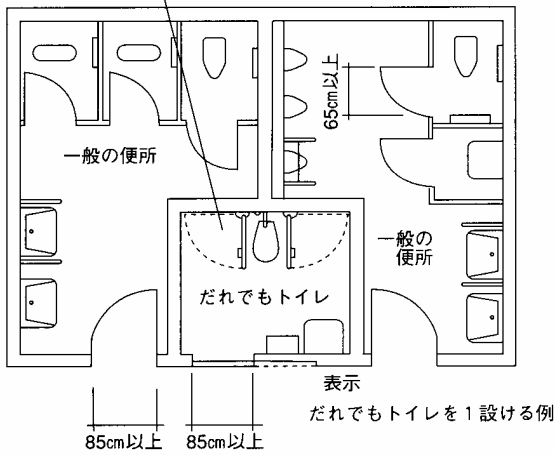
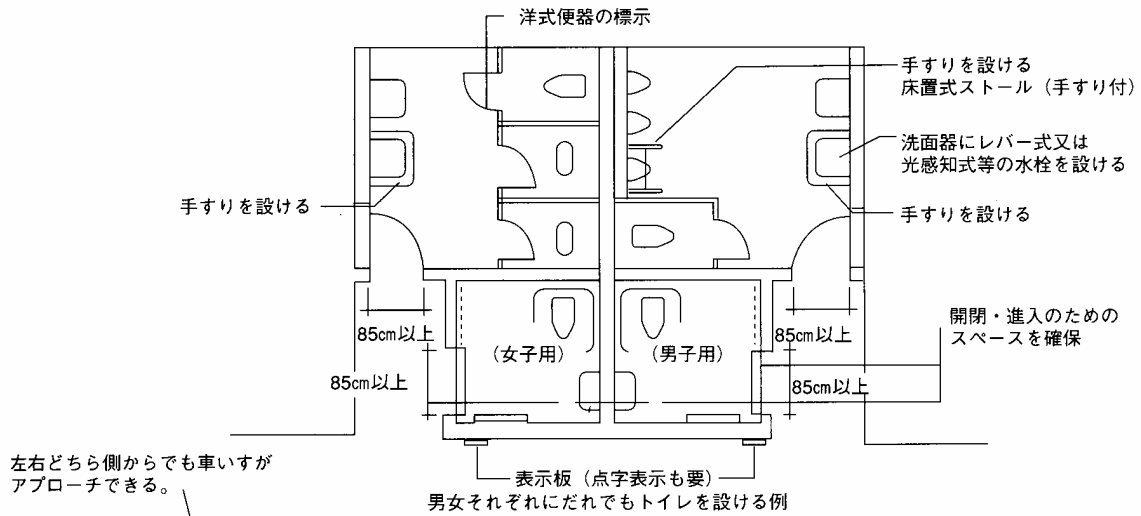
（ウ） 表面は濡れても滑りにくい仕上げとすること。

(5) その他の構造、設備等は、別表第3（建築物）の9の項に規定する整備基準を準用する。

整備基準の解説		ポイント
(1) だれでもトイレ	200 cm × 200 cm程度を標準の大きさとする。	車いすの回転範囲内には障害物を置かない。
(2) 洋式トイレ	フットレストが当たりにくいものとする。	
(3) 男子用小便器	男子用小便器は、小児等の利用に配慮し、床置き又はリップの高さが35 cm以下のものとする。	

誘導基準（望ましい基準）	ポイント
(1) だれでもトイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「だれでもトイレ」には、ベビーチェア、開閉式ベビーシート、幼児用便座を設ける。 ○ 手洗い器には、光感知式又はレバー式の給水栓を設置する。 ペーパーホルダーは2連式又は補充式等を手の届きやすい位置に設ける。 ○ 非常用呼び出しブザーは、管理所等でも確認できるようにし、また、点字表示を行う。 便所の扉は、軽い力で開閉できるものを用いる。 入口には男女の区別をピクトグラフ等を用いて標記する。

《 参 考 図 》



案内表示の例



高齢者や妊産婦、乳幼児を連れた人など障害者以外の人も利用できる旨を表示する。

11 公園内建築物・屋内設備

[整備基準]

便所以外の公園の建築物及び屋内設備は、別表第3（「建築物」）に規定する整備基準を準用する。

12 案内・標示

[基本的考え方]

案内及び標示は、明るく大きめの文字又は記号を用いる。

[整備基準]

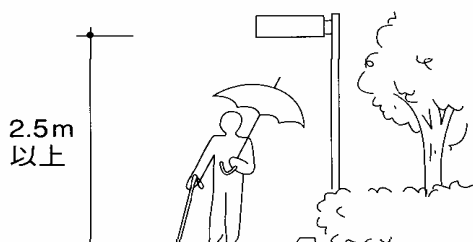
- (1) 園内の要所に必要に応じて案内板、説明板及び標識を設けること。
- (2) 標記内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調、明度とし、分かりやすい位置に、車いす利用者にも見やすい高さに設けること。
- (3) 案内板には、車いすでの利用が可能な園路及び施設を表示すること。
- (4) 案内板等は、視覚障がい者等の通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置すること。ただし、やむを得ず突出する場合は、案内板の下端の位置が地上 250 cm 以上になるよう設置すること。
- (5) 平仮名、絵文字（ピクト）、ローマ字等による標示を併用すること。

整備基準の解説		ポイント
(1) 位置	出入口には案内板を設置する。	現在の位置関係（方角）と案内図の向きが一致するよう設置位置及び案内図の向きに注意する。
(2) 高さ	GL から板面の中央まで 130 cm を標準とする。	
(5) 標示	必要に応じて、外国語標記を併用する。	

誘導基準（望ましい基準）		ポイント
(5) 標示	案内板には、点字表示をし、触知図を設ける。この場合案内板の高さは、GL から板面の中央までを 90～120 cm 程度とする。 緊急避難に用いる公園にあっては、放送設備と共に放送内容を視覚的に標示する掲示板などの設備を設ける。	視覚障がい者誘導用ブロックで誘導する。

《 参 考 図 》

【図 12.1】 案内板等が通路に突出する場合の例



13 手すり

[基本的考え方]

主に階段、傾斜路等に付随して設ける手すりについては、耐久性に考慮した材質とし、握りやすい形状のものを連続して設ける。

必要な整備	ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりは原則として二段式とし、高さは85 cmと65 cm（主に小児用）とする。なお、やむを得ない場合は一段とし、高さは80cmとする。 ・ 円形又は楕円形で、その外径は4 cm（小児用3 cm）前後とする。 ・ 壁面に取り付ける場合、壁面とのあきは5 cm程度とし、手すりの下側で支持する。 ・ 階段及びスロープの起終点より45 cm以上水平に延長し、端部は下方、又は壁面方向に曲げる。 	<p>手すりの端部は危険防止のための処理を行う。</p>

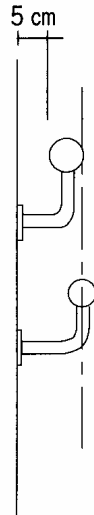
誘導基準（望ましい基準）	ポイント
点字標示	○ 端部及び要所には、行先あるいは行先・現在地などを点字で表示する。

参考： 転落防止のための手すり（人止め柵を含む。）は、この基準を適用しない。

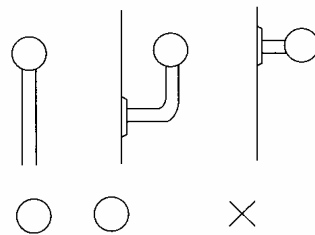
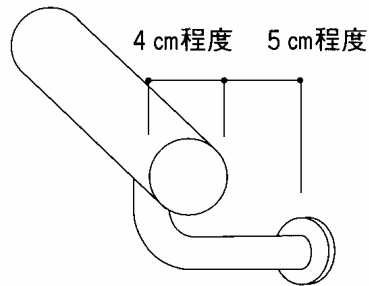
《 参 考 図 》

【図13.1】 園内移動一手すり

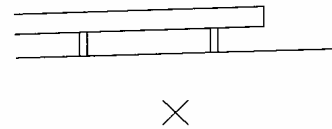
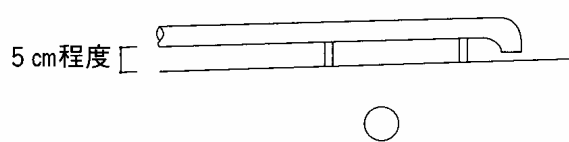
形状 2本の場合



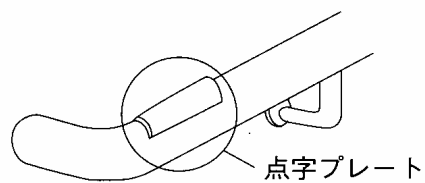
形状 1本の場合



壁との関係、端部



表示



設計編

(3) 公園

2 庭園

(1) 整備基準「庭園」の対象となる施設

庭園として、単独で設置し公開されているもの。

公園内の一区域であるが、他の区域とは柵や塀で区切り、公開時間を制限するなど庭園として公開されているもの。

公園内の一区域であるが、他の区域と同様に公開されているものは、整備基準「公園・緑地」を適用し本基準は適用しない。

(2) 適用についての考え方

各施設に付属する庭園を除いて、庭園は大別すると、次の3種類になる。

江戸時代の大名庭園及び明治、大正時代に作庭された庭園で文化財の指定を受けているもの。

個人の邸宅に付属する庭園で公共団体に引き継がれ、公開されているもの。

自治体が新たに築造した庭園

今後庭園として築造するもの

このうち、・・・については、文化財保護の立場、元の所有者の意思等の継承などの観点から、全面的な再整備は困難であることから、「公園・緑地」とは独立した整備基準を策定した。

については、立地する地形条件を除けば、福祉のまちづくりの視点に立った整備が可能であると考えられ、整備基準「公園・緑地」を準用することが望ましい。

1 出入口

[基本的考え方]

出入口から売札所へ至る経路は、高齢者、障がい者等の利用に支障のないようにする。

[整備基準]

庭園の出入口は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅員は、120 cm以上とすること。
- (2) 道路から売札所へ至る経路には、段差を設けないこと。
- (3) 段差がある場合は、1公園・緑地の部4の項に規定する構造の傾斜路を設置すること。ただし、道路との境界部における最小限の段差については、この限りでない。
- (4) 出入口が直接車道に接する場合は、点状ブロック（警告用）舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。

整備基準の解説

ポイント

(1) 幅員	車止め柵を設置する場合は、有効幅員 90 cm以上の車いす使用者が通行可能な部分を少なくとも 1 か所確保する。 車止め柵を設置する場合、前後に 150 cmの水平部分を設ける。ただし、道路の歩道等の部分で、前面に 150 cmの水平部分が取れる場合はこの限りでない。	
(2) 段差	原則として段差をつけないこととするが、やむを得ず段差をつける場合は 2 cm以下とする。	
(4) 直接車道に接する場合	点状ブロック（警告用）を敷設し、また、境界部に 2 cmの段差を設ける。	

2 駐車場

[基本的考え方]

庭園の場合、敷地の制約等により、駐車場として整備できるスペースがとれない場合が多いと考えられる。その場合でも障がい者のための駐車スペースを用意する。

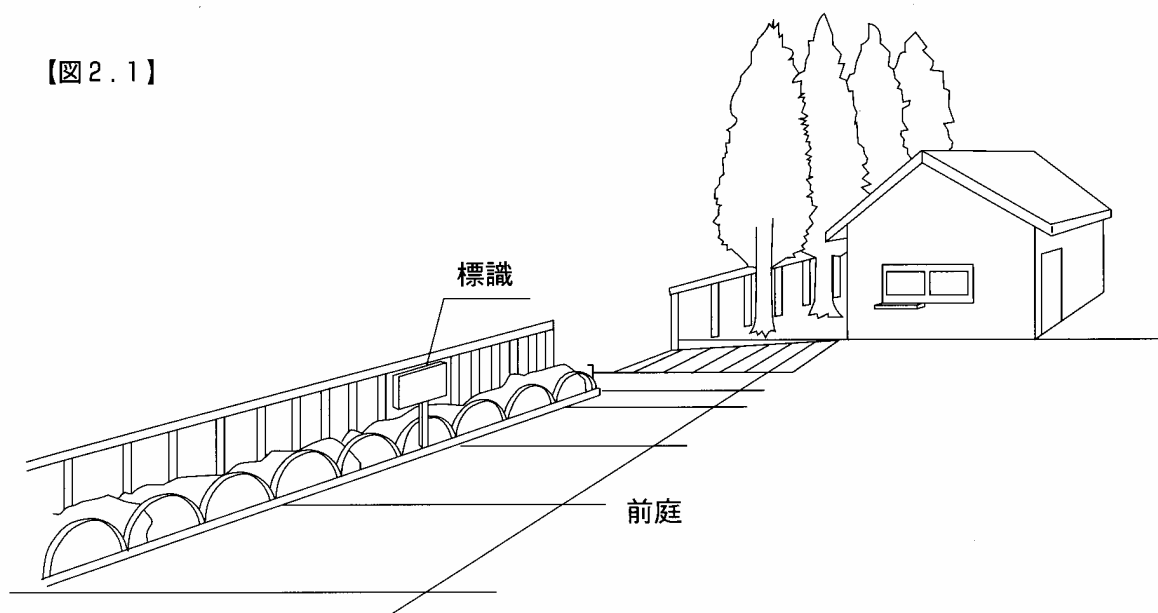
[整備基準]

- (1) 駐車場を設ける場合は、障がい者のための駐車スペースを1以上設けること。
- (2) 駐車場のない庭園においては、車で来園した障がい者のための駐車スペースを設けること。この場合、出入口付近のできるだけ水平な部分を駐車スペースに充てること。
- (3) 障がい者のための駐車スペースの構造については、1公園・緑地の部 2の項に規定する整備基準を準用する。

整備基準の解説		ポイント
(2) 駐車用スペース	駐車スペースであることがわかるように国際シンボルマークを入れた標識等を設ける。	

《 参 考 図 》

【図2.1】



国際シンボルマーク



〔図面中、視覚障害者用のブロックは省略してある〕
障害者が使用できる施設あるいは施設内の部位を指示するシンボルマーク

大きさ…10cm以上、45cm以下
色…原則として青地に白マークあるいはその逆とし、対比の明瞭なものとする。

3 ベンチ

[整備基準]

ベンチを設ける場合は、景観を鑑賞するのにふさわしい場所に、高齢者・障がい者等にも利用しやすい構造のベンチを適宜設置すること。

整備基準の解説	ポイント
公園・緑地編の整備基準を準用する。	

誘導基準（望ましい基準）	ポイント
公園・緑地編の誘導基準を準用する。	

4 便所

[基本的考え方]

庭園においても、高齢者・障がい者等が利用できる園路等に接して設けられる便所については、「だれでもトイレ」を設ける。

[整備基準]

1 公園・緑地の部 10 の項に規定する整備基準を準用する。

整備基準の解説	ポイント
公園・緑地編の整備基準を準用する。	

誘導基準（望ましい基準）	ポイント
公園・緑地編の誘導基準を準用する。	

5 案内・標示

[整備基準]

公園・緑地の部 12 の項に規定する整備基準を準用する。

整備基準の解説	ポイント
公園・緑地編の整備基準を準用する。	

誘導基準（望ましい基準）	ポイント
公園・緑地編の誘導基準を準用する。	

設計編

(3) 公園

3 動物園・植物園・遊園地

整備基準「動物園・植物園・遊園地編」の対象となる施設

- (1) これらの施設が単独で設置、公開されているもの。
- (2) 公園内の一施設であるが、他の地区とは柵や塀で区切り、公開時間を制限するなど、動物園、植物園、遊園地として公開されているもの。

これらの施設が公園緑地内の一区域に設置されていて、他の区域と同様に公開されている場合は、整備基準「公園・緑地」を適用し、本基準は適用しない。

1 出入口

[基本的考え方]

高齢者、障がい者等にとって支障のない出入口を少なくとも1か所設け、券売機、出札窓口及び改札口も障がい者等にとって利用しやすいよう配慮する。

[整備基準]

- (1) 券売機、出札窓口及び改札口は、高齢者、障がい者等が利用しやすい構造とし、全体として利用しやすいようそれらを配置すること。
券売機、出札窓口及び改札口の構造については、別表第6（公共交通施設）の4の項から6の項までに規定する整備基準をそれぞれ準用する。
- (2) 道路から出入口に至る経路は、次に定める構造とすること。
 - ア 縦断勾配は、4%（25分の1）以下とし、段差を設けないこと。ただし、高低差が16cm以下の場合には12%（約8分の1）以下、高低差が75cm以下の場合には8%（約12分の1）以下とすることができる。
 - イ 高低差が75cmごとに長さが150cm以上の水平部分を設けること。
 - ウ 路面は、平坦で濡れても滑りにくい仕上げとすること。
 - エ 出入口が直接車道に接する場合は、点状ブロック（警告用）舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。

整備基準の解説		ポイント
(1) 車止め柵	車止め柵を設置する場合は、有効幅員90cm以上の車いす使用者が通行可能な部分を少なくとも1か所確保する。 車止め柵を設置する場合、前後に150cmの水平部分を設ける。ただし、道路の歩道等の部分で、前面に150cmの水平部分が取れる場合はこの限りでない。	
(2) 段差・路面	原則として段差をつけないこととするが、やむを得ず段差をつける場合は2cm以下とする。 「園路」の整備基準を準用する。	
(2)' 直接車道に接する場合	点状ブロック（警告用）を敷設し、また、境界部に2cmの段差を設ける。	

誘導基準（望ましい基準）	ポイント
	全ての出入口を整備基準に適合するものとするのが望ましいが、整備基準に適合する園路に接続することが出来ない場合にはこの限りでない。 出入口が直接車道に接する場合だけでなく、歩道に接する場合にも点状ブロック（警告用）を敷設する。

2 駐車場

[基本的考え方]

駐車場を設ける場合は、1 公園・緑地の部 2の項に規定する整備基準を準用する。

整備基準の解説	ポイント
公園・緑地編の整備基準を準用する。	

3 園路

[整備基準]

園内の主要な施設を利用できる園路を設ける場合は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅員は、120 cm以上とすること。
- (2) 段差を設けないこと。
- (3) 縁石、街渠(きょ)等により段差を生ずる場所では、5% (約20分の1)以下(構造上やむを得ない場合は、8% (約12分の1)以下)の勾配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2 cm以下とすること。
- (4) 観覧場所には、車いすが安定して停止できる水平部分を適宜設けること。

整備基準の解説	ポイント
(4) 観覧場所 建築物編の観覧席・客席の整備基準を準用する。	

4 傾斜路・階段・排水溝(ます)

[整備基準]

1 公園・緑地の部 4の項から6の項までに規定する整備基準をそれぞれ準用する。

整備基準の解説	ポイント
公園・緑地編の整備基準を準用する。	

5 ベンチ・水飲み

[基本的考え方]

1 公園・緑地の部 7の項及び8の項に規定する整備基準をそれぞれ準用する。

整備基準の解説	ポイント
公園・緑地編の整備基準を準用する。	

6 野外卓

[基本的考え方]

売店等の施設に付随する野外卓は、車いすでも使用できる場所を適宜配置する。

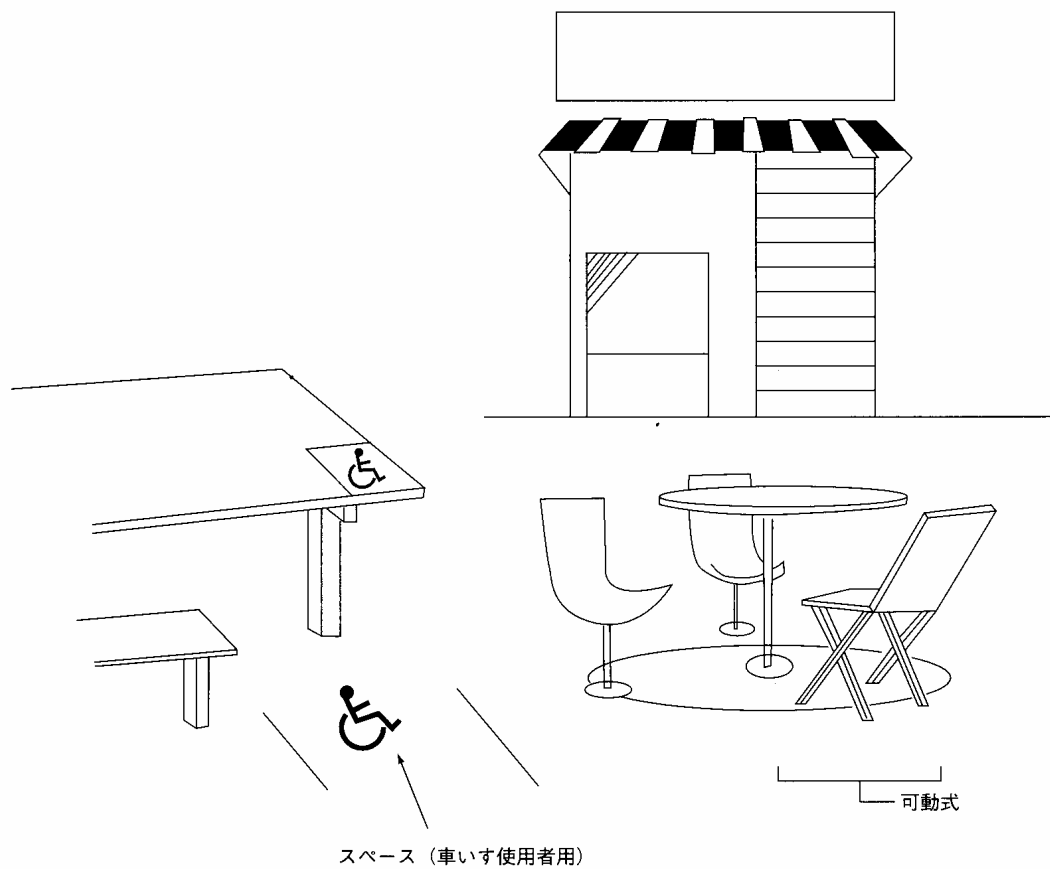
[整備基準]

売店又は飲食施設と一体となって設置される野外卓は、車いす使用者が利用しやすいよう、付属するいす又はベンチを可動式としたもの等を適宜配置すること。

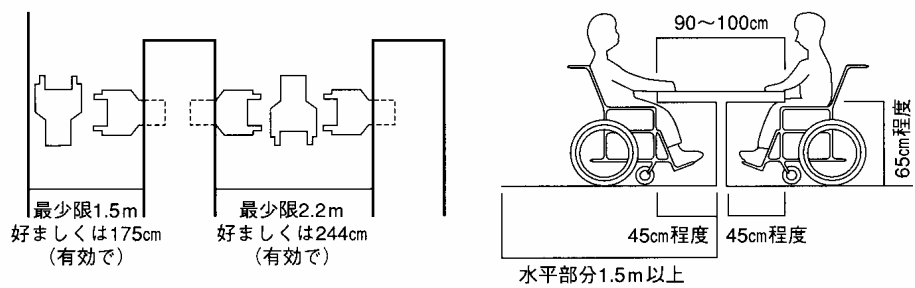
整備基準の解説		ポイント
	<p>車いすが接近できるように使用方向に 150 cm以上の水平部分を設ける。</p> <p>卓の下部に、高さが 65 cm以上、奥行き 45 cm程度のスペースを設ける。この部分には足つなぎの水平棒は設けない。</p> <p>各部材の角は面取りをする。特に卓の下部においては、肘や股が当たった時にケガのないよう配慮する。</p> <p>車いす使用者のために、いすを置かずにスペースとしておくことも有効である。</p>	
誘導基準（望ましい基準）		ポイント
	<p>○ 車いす使用者が利用できる野外卓を設置する場合、隣接する野外卓との間隔は、220 cm以上とする。</p> <p>車いすで利用できる野外卓には、その旨の表示をする。</p>	

《 参 考 図 》

【図 6.1】 野外卓



野外卓の例



7 公衆電話

[基本的考え方]

「公共交通施設」の14の項「公衆電話」に規定する整備基準を準用する。

整備基準の解説		ポイント
	公園・緑地編の整備基準を準用する。	

8 便所

[基本的考え方]

高齢者、障がい者等が、利用できる園路・広場に設ける便所は、極力、だれでもが使いやすい構造とする。

[整備基準]

(1) だれでもトイレ

ア 動物園、植物園及び遊園地においては、「だれでもトイレ」を備えた便所を1以上設けること。

イ 「だれでもトイレ」の規模、構造、設備等は、「建築物」の8の項「便所(だれでもトイレ)」に規定する整備基準を準用する。

ウ 「だれでもトイレ」のある便所及び「だれでもトイレ」には、だれでもが利用できる旨を表示すること。

(2) 洋式トイレ(腰掛け式便房)

1 公園・緑地の部 10の項(2)に規定する整備基準を準用する。

(3) 男子用小便器

1 公園・緑地の部 10の項(3)に規定する整備基準を準用する。

(4) 便所の出入口

1 公園・緑地の部 10の項(4)に規定する整備基準を準用する。

(5) その他の構造、設備等は、「建築物」の9の項「便所(一般用)」に規定する整備基準を準用する。

整備基準の解説

ポイント

(1) だれでもトイレ	200 cm×200 cm程度を標準の大きさとする。	車いすの回転範囲内には障害物を置かない。
(2) 洋式トイレ	フットレストが当たりにくいものとする。	
(3) 男子用小便器	男子用小便器は、小児等の利用に配慮し、床置き又はリップの高さが35cm以下のものとする。	

誘導基準(望ましい基準)

ポイント

(1) だれでもトイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「だれでもトイレ」には、ベビーチェア、開閉式ベビーシート、幼児用便座、大人用介護ベッドを設ける。 ○ 手洗い器には、光感知式又はレバー式の給水栓を設置する。 ペーパーホルダーは2連式又は補充式等を手の届きやすい位置に設ける。 ○ 非常用呼び出しブザーは、管理所等でも確認できるようにし、また、点字表示を行う。 便所の扉は、軽い力で開閉できるものを用いる。 入口には男女の区別をピクトグラフ等を用いて標記する。 	
-------------	--	--

9 園内の建築物・屋内設備

[整備基準]

(1) 休憩所、売店、飲食施設・展示施設、集会施設等の建築物及び屋内設備は、別表第3（建築物）に規定する整備基準を準用する。

(2) 園内には、授乳及びおむつ替えのできる場所を少なくとも1箇所設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、出入口付近には、その旨の表示を行うこと。

整備基準の解説	ポイント
建築物編の整備基準を準用する。	

10 案内・標示

[整備基準]

1 公園・緑地の部 12の項に規定する整備基準を準用する。

整備基準の解説	ポイント
公園・緑地編の整備基準を準用する。	

誘導基準（望ましい基準）	ポイント
(ア) 音声案内	出札窓口付近に、音声による入場案内のための放送設備を設ける。
(イ) その他	公園・緑地編の誘導基準を準用する。